

見積書提出依頼

令和元年11月19日(火)13:30

件名	令和元年度農業用水実態調査業務
業務内容等	別紙(仕様書)のとおり
履行期間	契約締結日 ~ 令和2年2月7日
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第2係 ※ 見積書を郵送する場合は下記提出期限までに必着とし、下記見積書に関する問い合わせ先へ受領を確認すること
見積書提出期限	令和元年11月26日(火)13:30厳守
見積書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第2係 TEL:098-866-0031(内線)81347
仕様書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課 松本、親泊 TEL:098-866-0031(内線)83331、83342
留意事項	[1] 発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)
備考	(1)「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。 (2) オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。 (3) 見積書は任意様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。 ・ 提出日及び件名を記載する。 ・ 宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。 ・ 会社名、代表者役職、氏名を記載し、代表者印(又は社印+個人名印)を押印する。 ・ 見積金額に消費税額(10%)を乗じた金額までを記載すること なお、一元未満の端数がある場合は切り捨てることとする。 (4) 契約金額が50万円を超える場合は請書、150万円を超える場合は契約書を交わしますのでご注意ください。 (5) 支払いは完了払いとし、適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。 (6) 仕様書等に関する質問については、上記担当者までご連絡ください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

令和元年度
農業用水実態調査業務
特別仕様書

沖縄総合事務局農林水産部農村振興課

<p>第1章 総則 (適用範囲)</p>	
<p>第1-1条</p>	<p>本業務の施行に当たっては、この特別仕様書によるものとする。</p>
<p>(目的) 第1-2条</p>	<p>本業務は、農業用水の確保及び有効利用を図ることを目的として、農業用取水施設の現況調査を実施するものである。</p>
<p>(履行期間) 第1-3条</p>	<p>本業務の履行期間は、契約締結の日から令和2年2月7日までとする。</p>
<p>(場所) 第1-4条</p>	<p>本業務の対象は、沖縄県島尻郡伊是名村の農業用取水施設であり、別紙1「農業用水実態調査の調査対象位置図」に示す箇所である。</p>
<p>(土地の立入り等) 第1-5条</p>	<p>土地の立入り等については次のとおりとする。</p> <p>(1) 受注者は、屋外で行う調査業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合には、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち、調査業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。</p> <p>なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、調査業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。</p> <p>なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者又は占有者の許可は発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合、受注者はこれに協力しなければならない。</p> <p>(3) 前項の場合において損失のため生じた必要経費の負担については、受注者の責任において処理するものとする。</p>
<p>(管理技術者) 第1-6条</p>	<p>管理技術者については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 請負者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。</p> <p>(2) 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行わなければならない。</p>

(3) 管理技術者は、本業務の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木又は本業務に該当する技術部門の選択科目）、農業部門（農業土木）又は本業務に該当する技術部門の選択科目）、博士（本業務に該当する技術部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木又は本業務に該当する技術部門）又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

なお、業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	農業	農業土木
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第1-7条

担当技術者については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く。）
- (2) 担当技術者は、特別仕様書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第2章 作業条件

(調査条件)

第2-1条

本業務の調査対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項、第5条第1項及び第100条第1項の規定により指定された河川に設置されている農業用取水施設であって、そのかんがい面積が1ha以上のものとする。
- (2) (1)に掲げる河川以外の河川に設置されている農業用取水施設又はため池、地下水、集水暗きょ、湧水等を水源とする農業用取水施設であって、そのかんがい面積が10ha以上のものとする。

(貸与資料)

第2-2条

貸与資料は、次のとおりである。

資料名	数量	備考
沖縄県管内ため池一覧表（H27年度）	1部	CDデータ
沖縄県 二級河川・準用河川・普通河川一覧表	1部	CDデータ

(貸与資料の取扱い)

第2-3条

特別仕様書第2-2条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。
(1) 貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
(2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量等)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量等は、次の作業項目表のとおりである。

<作業項目表>

作業項目	作業内容	数量
1. 農業用水実態調査	別紙1「農業用水実態調査の調査対象位置図」に示す農業用取水施設について、施設管理者等から施設名、施設管理者情報、水利権情報等を聞き取りの上、別紙2「農業用水実態調査表」の情報を更新するとともに、現地にて、①施設の有無、②施設の種類、③施設の位置(緯度・経度)等を確認し、別紙2「農業用水実態調査表」に記載されている項目に記録する。 併せて、施設の写真を撮影するものとする。できるだけ、遠景、中景、近景等、施設がどのようなものかわかるように撮影する。 また、施設の説明が記載されている看板等があれば、それについても撮影する。 なお、調査対象である農業用取水施設に関連する資料(造成時の図面等)があれば、入手する。 聞き取り調査等において、調査対象外の農業用取水施設があった場合は、監督職員に報告する。	5カ所
2. 調査結果の取りまとめ	上記調査で記録した結果を整理するとともに、調査結果を別紙3「農業用水実態調査一覧表」に記載し、取りまとめを行う。 写真や施設の位置(緯度・経度)等の整理イメージは、別紙4、5のとおりである。	5カ所

(作業の留意点)

第3-2条

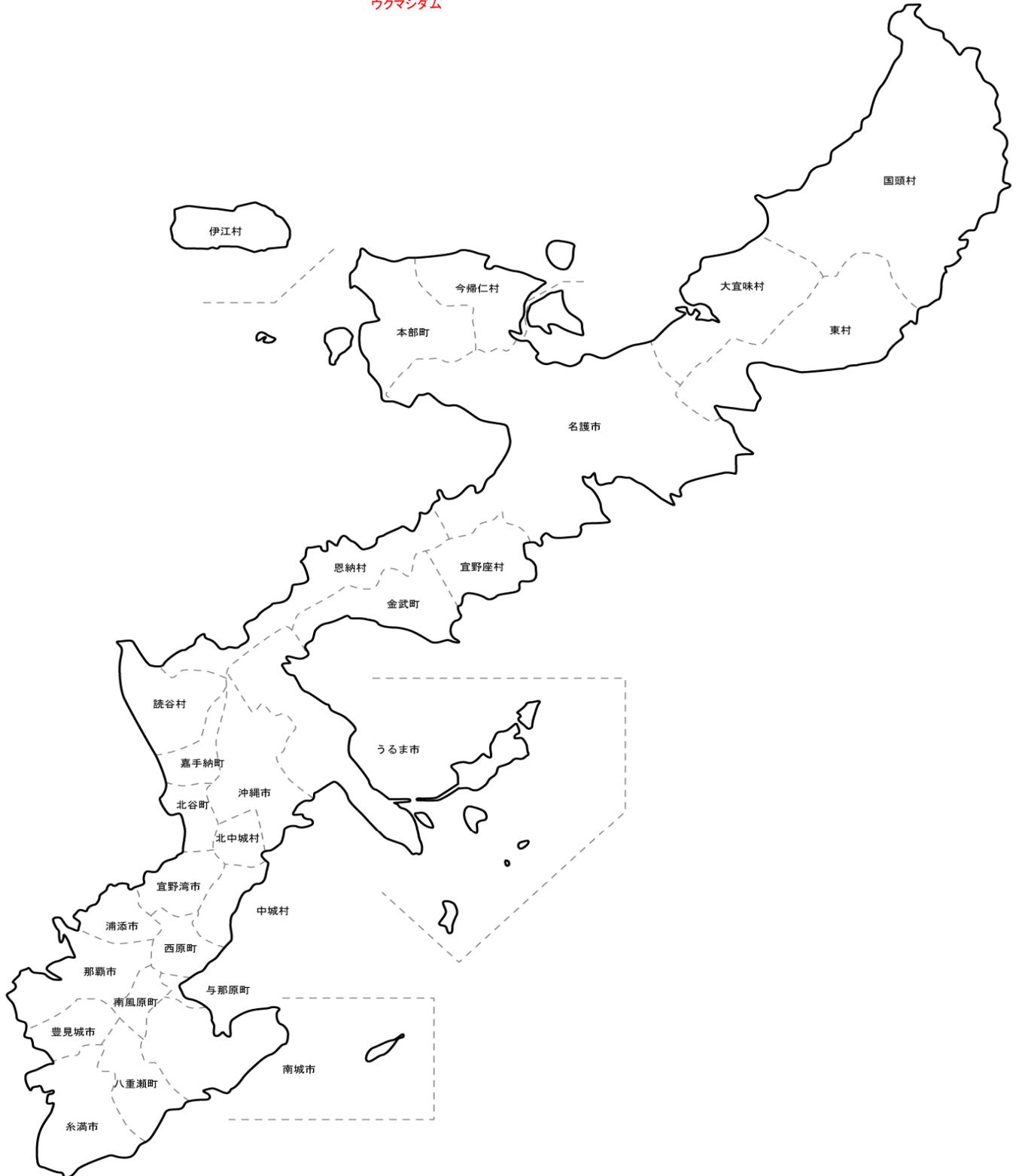
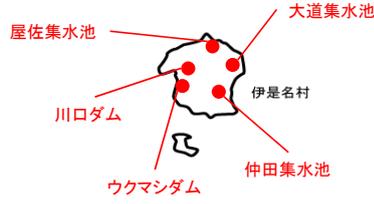
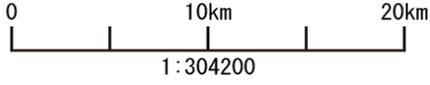
作業の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。
(1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
(2) 特別仕様書第2-2条に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考に

<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>した場合は、それぞれ出典を明らかにし、報告書へ記載するものとする。</p> <p>打合せについては、次の段階で行うものとし、いずれも管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初回 作業着手前 最終回 作業完了時（取りまとめ、報告書作成時）</p> <p>業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。</p>
<p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条 (成果物の提出先等) 第5-2条</p>	<p>特別仕様書第3-1条の成果報告として、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 正副2部 (2) 印刷物1部 (電子媒体の出力、市販のファイルとじて可)</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 沖縄総合事務局農林水産部農村振興課</p>
<p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p>	<p>以下に示す事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とする。</p> <p>(1) 特別仕様書第1-3条に示す「履行期間」の変更 (2) 特別仕様書第3-1条に示す「作業項目及び数量等」の変更 (3) 特別仕様書第4-1条に示す「打合せ」に係る変更 (4) 特別仕様書第5-1条に示す「成果物」に係る変更 (5) 関係機関等対外的協議等による設計計画等の変更 (6) その他の契約内容の変更</p>
<p>第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条</p>	<p>この仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p>

<p>第8章 実施条件 (実施条件)</p> <p>第8-1条</p> <p>第9条 受注者の責務 (受注者の責務)</p> <p>第9-1条</p>	<p>本業務を実施するに当たって、別紙6「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務状知り得た情報の開示、漏えい、又は本業務以外の用途への使用を行わないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。</p> <p>関係者等に対しメールによる連絡をする場合に当たっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。</p> <p>本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）※第3条に規定する合理的配慮について留意すること。</p> <p>※URL:https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf</p>
--	--

別紙1 (農業用水実態調査の調査対象位置図)

沖縄県



農業用水実態調査一覧表

別紙3(農業用水実態調査一覧表)

1	F 6	G 7	H 8	I 9	J 10	K 11	L 12	N 14	O 15	P 16	Q 17	R 18	S 19	T 20	U 21	V 22	W 23	X 24	Y 25
1	市町村名	旧市町村名 (任意入力)	旧市町村名 (任意入力)	施設名称	施設名称 (任意入力)	土地改良財産台帳上の名称 (任意入力)	施設名称【俗称】 (任意入力)	施設住所 (任意入力)	取水形式コード 1-ダム直接 2-頭首工 3-ポンプ 4-自然取入樋門、樋管 5-ため池 6-集水暗渠 7-その他	水系名	取水位置 1-左岸 2-右岸 3-両岸	水源区分コード 1-一級直轄 2-一級指定 3-二級河川 4-準用河川 5-普通河川 6-ため池 7-地下水 8-集水暗渠 9-湧水 10-その他	ダム依存区分 1-農業専用ダムに貯水容量 2-特ダム、水機構ダム、補助多目ダムに特かん容量 3-特ダム、水機構ダム、補助多目ダムに不特かん容量 4-関連する水源施設なし	ダムの名称【水源施設の名称】	許可慣行区分コード 1-許可水利権 2-許可水利権(暫定水利権含み) 3-慣行水利権届出済 4-慣行水利権未届 5-その他	水利権所有者コード 01-農林水産省 02-水資源開発公団 03-都道府県 04-市町村 05-土地改良区 06-水利組合 07-集落 08-個人 09-その他 10-不明	水利権所有者名	水利権所有者名 かな	水利使用規則名
2																			
25	伊是名村			ウクマシダム					5	伊是名島		6	4		5	5	勢理客土地改良区		
26	伊是名村			川口ダム					5	伊是名島		6	4		5	5	勢理客土地改良区		
28	伊是名村			屋佐集水池					3	伊是名島		6	4		5	5	内花土地改良区		
71	伊是名村			大道集水池					3	伊是名島		6	4		5	5	諸見土地改良区		
115	伊是名村			仲田集水池					5	伊是名島		6	4		5	5	仲田土地改良区		
152	石垣市			名蔵ダム					1	名蔵川	2	3	1	名蔵ダム	1	1	農林水産大臣		国営石垣島土地改良事業

名蔵ダム例:別紙2に対応

農業用水実態調査一覧表

別紙3(農業用水実態調査一覧表)

	Z 26	AA 27	AB 28	AC 29	AD 30	AE 31	AF 32	AG 33	AH 34	AI 35	AJ 36	AK 37	AL 38	AM 39	AN 40	AO 41	AP 42	AQ 43	AR 44	AS 45	AT 46	AU 47	AV 48	AW 49
1	許可又は届出年月日-情報の入手元 1-水利使用規則 2-水利権台帳 3-河川台帳 4-届出書 5-その他	許可又は届出年月日記載有無 1-有 2-無	許可又は届出年月日年号 M-明治 T-大正 S-昭和 H-平成 U-未届(慣行水利権のみ) 空欄-その他	許可又は届出年月日年	許可又は届出年月日	許可又は届出年月日	許可期限-情報の入手元 1-水利使用規則 2-水利権台帳 3-河川台帳 4-その他	許可期限年月日記載有無 1-有 2-無	許可期限年月日年号 M-明治 T-大正 S-昭和 H-平成 空欄-その他	許可期限年月日年	許可期限年月日	許可期限年月日	取水の目的コード 1-かんがい用 2-上水道用 3-鉱工業用 4-発電用 5-その他 6-不明	年間総取水量-情報の入手元 1-水利使用規則 2-水利権台帳 3-河川台帳 4-その他 5-不明	年間総取水量記載の有無 1-有 2-無 3-その他	年間総取水量 (千m/s)	かんがい面積-情報の入手元 1-水利使用規則 2-水利権台帳 3-河川台帳 4-届出書 5-その他 6-不明	かんがい面積記載の有無 1-有 2-無 3-その他	かんがい面積水田 (ha)	かんがい面積畑 (ha)	かんがい面積樹園地 (ha)	かんがい面積その他 (ha)	かんがい面積合計 (ha)	施設規模【ファイル名】 1-L(大規模100ha以上) 2-S(100ha以下) 3-不明
2																								
25													6		2									S
26													6		2									S
28													6		2									S
71													6		2									S
115													6		2									S
152	1	1	H	28	4	28	1	1	H	38	3	31	1	1	1	4280	1	1	113	574			687	1

農業用水実態調査一覽表

別紙3(農業用水実態調査一覽表)

	AX 50	AY 51	AZ 52	BA 53	BB 54	BC 55	BD 56	BE 57	BF 58	BG 59	BH 60	BI 61	BJ 62	BK 63	BL 64	BM 65	BN 66	BO 67	BP 68	BQ 69
1	期別数 01-1 02-2 03-3 04-4 05-5 06-6 07-7 08-8 09-9 10-10 11-不明	期別最大取水量第1期自月	期別最大取水量第1期自日	期別最大取水量第1期至月	期別最大取水量第1期至日	期別最大取水量第1期取水量 (m/s)	期別最大取水量第2期自月	期別最大取水量第2期自日	期別最大取水量第2期至月	期別最大取水量第2期至日	期別最大取水量第2期取水量 (m/s)	期別最大取水量第3期自月	期別最大取水量第3期自日	期別最大取水量第3期至月	期別最大取水量第3期至日	期別最大取水量第3期取水量 (m/s)	期別最大取水量第4期自月	期別最大取水量第4期自日	期別最大取水量第4期至月	期別最大取水量第4期至日
2																				
25																				
26																				
28																				
71																				
115																				
152	3	1	1	2	28	0.258	3	1	11	15	0.483	11	16	12	31	0.258				

農業用水実態調査一覧表

別紙3(農業用水実態調査一覧表)

1	CL 90	CM 91	CN 92	CO 93	CP 94	CQ 95	CR 96	CS 97	CT 98	CU 99	CV 100	CX 102	CY 103	CZ 104	DA 105	DB 106	DC 107	DD 108
2	期別最大取水量第8期取水量 (m/s)	期別最大取水量第9期自月	期別最大取水量第9期自日	期別最大取水量第9期至月	期別最大取水量第9期至日	期別最大取水量第9期取水量 (m/s)	期別最大取水量第10期自月	期別最大取水量第10期自日	期別最大取水量第10期至月	期別最大取水量第10期至日	期別最大取水量第10期取水量 (m/s)	取水の実態取水量 - 情報の入手元 1-聞き取り 2-現地調査 3-その他	取水の実態取水量の記録コード 1-取水量は定量的に把握されていない。 2-記録はしていないが、取水量の把握は可能。 3-管理者等により恒常的に取水量が記録されている。 4-取水量は記録されており、河川管理者へ報告している。 5-その他	取水の実態最大取水量	取水の実態根拠区分2 1-しろかき期等における通常の最大取水量 2-施設能力等からの推定 3-かんがい面積からの推定	取水の実態根拠区分3 1-しらかき期等における通常の最大取水可能な希望最大取水 2-豊水時等のみに取水可能な最大取水 3-補給水源等における取水可能な最大取水 4-導水施設等における取水可能な最大取水 5-その他	取水の実態根拠区分3 1-通年取水 2-かんがい期のみ取水 3-不特定に取水 4-その他(不明)	重複かんがい面積主従区分 1-当該施設は、他取水施設の補給施設 2-当該施設が主水源で他に補給水源がある 3-どちらかが主水源か特定できないが他に取水施設がある 4-関連する(受益が重複する)取水施設はない
25													1	0.02	3	1	1	4
26													1	0.009	3	1	1	4
28													1	0.005	2	4	1	4
71													1	0.01	2	4	1	4
115													1	0.003	3	1	1	4
152												3	4	0.483	1	5	1	4

農業用水実態調査一覧表

別紙3(農業用水実態調査一覧表)

	DE 109	DF 110	DG 111	DH 112	DI 113	DJ 114	DK 115	DL 116	DM 117	DN 118	DO 119	DP 120	DQ 121	DR 122	DS 123	DT 124	DV 126
1	施設所有者区分コード 01-農林水産省 02-水資源開発公団 03-都道府県 04-市町村 05-土地改良区 06-水利組合 07-集落 08-個人 09-その他 10-不明	施設所有者名	施設管理者コード 01-農林水産省 02-水資源開発公団 03-都道府県 04-市町村 05-土地改良区 06-水利組合 07-集落 08-個人 09-その他 10-不明	施設管理者名	共同取水の有無区分コード 01-有 02-無 03-不明	共同取水者コード 01-農林水産省 02-水資源開発公団 03-都道府県 04-市町村 05-土地改良区 06-水利組合 07-集落 08-個人 09-その他 10-不明	共同取水者名	共同取水者名	土地改良事業実施者名	実施土地改良事業名	自由テキスト	更新日付	調査担当組織(者)連絡先	調査担当組織(者)連絡先	調査時点日付	水利権継続廃止区分コード 1-継続 2-廃止	当該支川名
2																	
25	4	伊是名村	3	沖縄県				03	琉球政府	琉球政府営土地改良事業					97/7/1 0:00:00		伊是名島
26	4	伊是名村	3	沖縄県				04	伊是名村	団体営かんがい排水事業					97/7/1 0:00:00		伊是名島
28	4	伊是名村	4	伊是名村				04	伊是名村	団体営かんがい排水事業					97/7/1 0:00:00		伊是名島
71	4	伊是名村	4	伊是名村				04	伊是名村	団体営かんがい排水事業					97/7/1 0:00:00		伊是名島
115	4	伊是名村	4	伊是名村				04	伊是名村	団体営土地改良総合整備事業					97/7/1 0:00:00		伊是名島
152	1	農林水産省	1	沖縄県	2			1	農林水産省	国営かんがい排水事業					16/4/28		ブネヲ川

農業用水実態調査一覧表

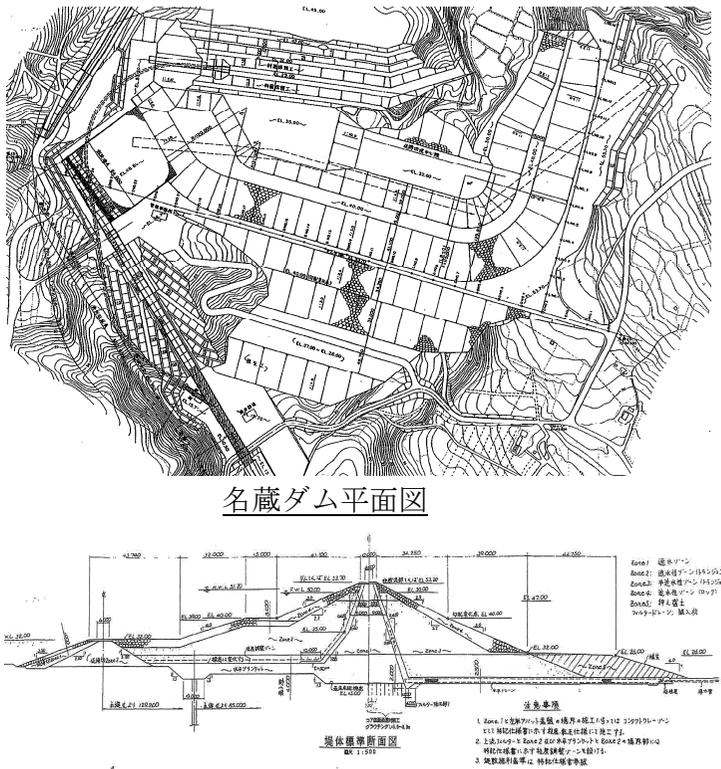
1	DW 127	DX 128	DY 129	DZ 130	EA 131	EB 132	EC 133	ED 134	EE 135	EF 136
						受益土地改良区分 01-農林水産省 02-水資源開発公 団 03-都道府県 04-市町村 05-土地改良区 06-水利組合 07-集落 08-個人 09-その他 10-不明	受益土地改良区等名	統合廃 止年月 日	施設の 廃止区 分コー ド1 1-継続 2-廃止	施設の廃止 区分コード 2 1-現存 2-撤去済 み
2										
25						05	勢理客土地改良区			
26						05	勢理客土地改良区			
28						05	内花土地改良区			
71						05	諸見土地改良区			
115						05	仲田土地改良区			
152	ブネラ川					05	石垣島土地改良区		1	1

施設名称：名蔵ダム

遠景写真	中景写真	近景写真
 An aerial photograph showing the Natsuzaki Dam reservoir. The water is a clear, light blue-green color. The dam structure is visible as a curved concrete barrier. The surrounding area is a mix of green forested hills and some agricultural fields or buildings.	 A mid-range photograph of the Natsuzaki Dam. The dam is a large, curved concrete structure with a sandy-colored embankment. The reservoir is filled with water, and the background shows lush green mountains under a clear sky.	 A close-up photograph of the Natsuzaki Dam. In the foreground, there is a wooden post-and-rail fence. The dam's concrete structure and the water level are visible. The background shows a mountain range under a cloudy sky.

別紙5：施設の位置（緯度・経度）の整理イメージ

施設名称：名蔵ダム

図面	GPS（位置情報）
 <p>名蔵ダム平面図</p> <p>名蔵ダム標準断面図</p>	<p>・座標：24° 24' 30. 0" N、124° 10' 30. 0" E</p> <p>航空写真等</p> <p>地形図等</p>

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第18号)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者(以下「業務従事者」という。)に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第2号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取扱状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去(以下「廃棄等」という。)しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

令和元年度

農業用水実態調査業務

現場説明書

沖縄総合事務局
農林水産部農村振興課

1. 業 務 名 令和元年度 農業用水実態調査業務
2. 業 務 概 要 別紙特別仕様書のとおり
3. 業務実施場所 沖縄県島尻郡伊是名村
4. 説 明 事 項 (1) 特別仕様書及び図面等
(ア) 特別仕様書及び図面等は、別紙のとおりである。
- (2) 指示事項
(ア) 一括委任又は一括下請負の禁止について
発注者の承諾を得ない一括下請負等建設業法等に抵触する行為が行われることのないようにすること。
(イ) 管理技術者等について
業務実施が義務付けられている専任の管理技術者等については、適切な資格、技術力等を有する者を配置すること。
5. そ の 他

補足説明事項

項 目	説 明															
1. 積算体系等について	本業務の積算体系等は、「地質、土質調査業務の価格積算基準の制定について」（平成5年3月25日付け5構改D第156号構造改善局長通知（平成31年3月28日改正））によるものである。															
2. 設計作業に掛かる歩係について	<p>本業務にかかる作業歩掛は以下のとおりである。（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>地質調査技師</th> <th>主任地質調査員</th> <th>地質調査員</th> <th>軽作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 農業用水実態調査</td> <td>0.31人</td> <td>1.25人</td> <td>1.25人</td> <td>1.25人</td> </tr> <tr> <td>2. 調査結果取りまとめ</td> <td>0.31人</td> <td>0.63人</td> <td>1.25人</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、本業務に適用した歩掛の妥当性を検証するため、実態調査を実施する予定であり、受注者はこれに協力するものとする。</p>	作業項目	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員	軽作業員	1. 農業用水実態調査	0.31人	1.25人	1.25人	1.25人	2. 調査結果取りまとめ	0.31人	0.63人	1.25人	—
作業項目	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員	軽作業員												
1. 農業用水実態調査	0.31人	1.25人	1.25人	1.25人												
2. 調査結果取りまとめ	0.31人	0.63人	1.25人	—												
3. 旅費交通費について	本業務の積算基地は沖縄県那覇市であり、現地作業は滞在して行う。															
4. 打合せについて	<p>本業務における打合せは、那覇市内で行うこととしており、打合せの配置人員は以下のとおり想定している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回 数</th> <th>職 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初 回</td> <td>主任技師、技師A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最終回</td> <td>主任技師、技師A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>打合せの際の移動に要する移動往復日数は0.125日。全ての打合せについて、日帰りとしている。</p>	回 数	職 種	備 考	初 回	主任技師、技師A		最終回	主任技師、技師A							
回 数	職 種	備 考														
初 回	主任技師、技師A															
最終回	主任技師、技師A															